

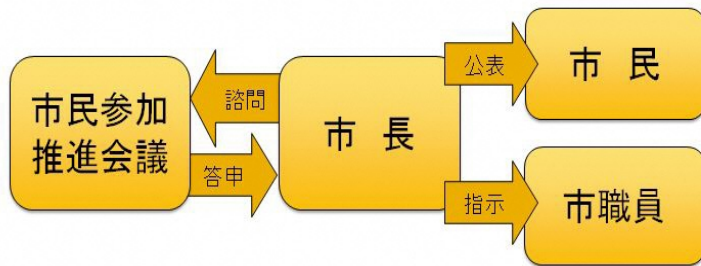
議題 2. 平成29年度市民参加推進会議答申の提言内容について(審議)

(1) 市民参加推進会議の答申について

4. 市民参加推進会議の答申について

答申の取扱い

地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置

**答申書の内容**

答申書の内容は市民参加推進会議での議論を踏まえ、主に下記の2つにより構成されている。

答申書の構成

1. 総合的評価

市民参加対象事業を基準・水準と照らし合わせ評価した結果を記載。

2. 提言内容

市民参加対象事業を評価した過程で市民参加をさらに推進させるために必要な事項を記載。

⇒ 市民参加推進会議では総合的評価実施後、答申書を作成し毎年市長へ提出している。その際に市民参加の推進に関する事項について意見がある場合には提言内容として併せて市に提言することができる。

(2) これまでの答申内容

審議年度	提言内容
28年度	・職員ヒアリングを対象事業へ拡大実施 ・中間評価を見直し、終了評価へ重点化 ・パブリックコメントへのゼロ回答を無くす ・市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入
27年度	・情報公開場所の3原則 ・市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 ・市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討
26年度	・市民目線の情報提供 ・公募委員の応募増加対策 ・市民参加条例の改正に向けた議論

(3) 平成29年度市民参加推進会議答申の提言内容について (審議)